

# 会 議 録

## 1 会議名

令和2年度第10回柿崎区地域協議会

## 2 議題(公開・非公開の別)

### (1) 報告事項 (公開)

- ・(仮称) 頸北の池沼群自然環境保全地域の指定検討について
- ・柿崎マリンホテルハマナスの1・2月の休館日及びレストラン営業時間の変更について
- ・地域活動支援事業に係る柿崎区の採択方針等について
- ・柿崎区地域協議会各種委員会からの活動報告

### (2) 協議事項 (公開)

- ・令和3年度地域活動支援事業のスケジュールについて

### (3) その他 (公開)

## 3 開催日時

令和3年1月19日(火) 午後6時から午後6時55分まで

## 4 開催場所

柿崎コミュニティプラザ 3階 305～307 会議室

## 5 傍聴人の数

なし

## 6 非公開の理由

なし

## 7 出席した者(傍聴人を除く) 氏名(敬称略)

- ・委員：吉井一寛(会長)、白井一夫(副会長)、貝谷雅子、片桐宏樹、片桐充、小出祥世、小山慶、武田正教、中村誠、箕輪明男、蓑輪和彦、吉村正
- ・環境保全課：岩崎晃副課長、村山斉主幹
- ・事務局：柿崎区総合事務所 市川重隆所長、柿村勇次長、保倉政博次長、

滝澤陽一産業グループ長、武田勝博建設グループ長、池田佳子  
市民生活・福祉グループ長、平野真教育・文化グループ長、  
村山巧地域振興班長、春日香織主任

## 8 発言の内容（要旨）

### 【柿村次長】

- ・地域協議会の開会を宣言。
- ・岩野秀樹委員、薄波清美委員の欠席を報告。
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 2 項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告。
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、会議の運営は会長が行う旨を説明。

### 【吉井会長】

- ・会長挨拶。
- ・会議録署名委員に中村誠委員を指名。
- ・報告事項の（1）（仮称）頸北の池沼群自然環境保全地域の指定検討について説明を依頼。

### 【岩崎副課長】

- ・（仮称）頸北の池沼群自然環境保全地域の指定検討について、資料 1 のとおり説明。

### 【吉井会長】

報告事項について、何か質問はあるか。

（質問なし）

### 【吉井会長】

それでは、（仮称）頸北の池沼群自然環境保全地域の指定検討についての報告を終了する。続いて（2）柿崎マリンホテルハマナスの 1・2 月の休館日及びレストラン営業時間の変更について、滝澤グループ長から報告願いたい。

### 【滝澤グループ長】

- ・柿崎マリンホテルハマナスの 1・2 月の休館日及びレストラン営業時間の変更について、資料 2 のとおり説明。

**【吉井会長】**

報告事項について、何か質問はあるか。

(質問なし)

**【吉井会長】**

それでは、柿崎マリンホテルハマナスの1・2月の休館日及びレストラン営業時間の変更についての報告を終了する。続いて(3)地域活動支援事業に係る柿崎区の採択方針等について、柿村次長から報告願いたい。

**【柿村次長】**

令和3年度における採択方針及び審査に当たり定める事項については、12月の地域協議会で協議いただき、資料3のとおり決定いただいた。来年度は、こちらに基づき、採択、審査をお願いしたい。

一点、事務局からお願いがある。昨年度、市の監査事務局による当該事務の監査が実施され、要望事項が一点あげられた。内容としては、柿崎区における採択方針の第2条第2項について「共通審査基準の評点が柿崎区地域協議会が別に定める基準に満たない事業は、採択しないことができる」と明記されており、その基準は、柿崎区地域協議会が採択事業の審査に当たり定める事項の第2条で15点とされている。この点について、採択基準が15点とされているにも関わらず、採択方針では15点未満でも採択できることになり、その基準が分かりにくい。このような運用を行う場合は、申請者や一般市民にも分かりやすい協議内容となるよう、地域協議会の運営に配慮願いたいとのことであった。

今後、地域活動支援事業の採択に当たり、共通審査基準の評点が15点に満たない事業が生じた場合は、申請者や一般市民にも分かりやすく、納得ができる協議を行っていただくようご協力をお願いしたい。

**【吉井会長】**

先月の地域協議会で、支援事業に関わる採択方針について皆さんに協議していただき、前年と同じ内容で決定したところであるが、柿村次長からの報告を受けて、もう一度皆さんと協議したい。

現在の採択方針の第2条第2項で、共通審査基準の評点が柿崎区地域協議会が別に定める基準に満たない事業は採択しないことができると規定されており、別に定める基準は、15点以上となっている。2年前は、この15点の規定に加えて、

各審査項目が3点以上という規定があったが、こちらは削除した。というのは、過去に採択を行った際に、各項目の点数が3点未満となり、審査基準を満たさない事業の方が多くなる事態が生じた。協議の結果、3点未満でも採択したことがある。その後、採択基準について協議し、「できる」という規定を残すことで、基準を満たさなくても採択できるようにした。その一方で、3点以上という規定については削除し、15点以上という規定のみを残した。

ただ、15点以上とするという文言と、15点に満たなくても採択することができるという文言は、やはり矛盾すると考える。前期の地域協議会での4年間、共通審査全体の評点が15点未満のものはすべて不採択としている。15点未満で採択した事例は過去にはない。

来年度の採択方針については、採択しないことができるの「できる」を削除し、基準を満たさない事業は採択しないとしてはどうかと考える。皆さんから意見をお聞きしたい。

#### 【吉村委員】

今は報告事項であり、協議事項ではない。報告事項は報告事項で進めてもらうこととし、15点未満でも採択した場合は、納得できるような協議とするということでのよいのではないか。

#### 【吉井会長】

承知した。吉村委員の指摘のとおりである。まずは報告事項を終わらせることにする。それでは(3)の報告事項は終了する。続いて(4)柿崎区地域協議会各種委員会からの活動報告に入る。地域の交通を考える会の武田委員長から報告願いたい。

#### 【武田委員】

- ・地域の交通を考える会について、資料4のとおり説明。

#### 【春日主任】

- ・視察研修について、補足説明。

#### 【吉井会長】

視察研修は、地域の交通を考える会の委員の皆さんだけではなく、他の委員も参加していただきたい。それぞれの委員会の開催についても、興味のある方は参加していただきたい。地域の交通を考える会の報告について、何か質問はあるか。

(質問なし)

**【吉井会長】**

地域の交通を考える会からの報告は終了する。柿崎空き家活かそうプロジェクトについては、1月13日の開催が延期になったということで報告はないが、次の委員会の開催日は決定したか。

**【蓑輪委員】**

今回は1月26日の午後6時30分から市民活動室で開催する。協議事項については、前回、市の担当者から空き家対策の取組について様々な話を聞いた。活用事例についても資料を入手したので、空き家の活用について皆で検討したい。

**【吉井会長】**

承知した。地域の交通を考える会については、次回開催日はまだ決まっていないので、決定次第、周知してほしい。報告事項については終了する。続いて協議事項に入る。(1)令和3年度地域活動支援事業のスケジュールについて、事務局から説明願いたい。

**【春日主任】**

令和3年度地域活動支援事業のスケジュールについて、資料5のとおり説明。

**【吉井会長】**

地域協議会を3回実施するとあるが、再度、どの日か報告願いたい。

**【春日主任】**

第1回の地域協議会は5月11日火曜日、第2回は5月25日火曜日、第3回は6月8日火曜日で計画をしている。

**【吉井会長】**

まずは、5月11日に基本審査及び採択方針の審査ということで集まっていた。5月25日はプレゼンテーション、6月8日は採択ということで、全3回の実施となる。なお、資料には第1回、第2回、第3回地域協議会と記載があるが、4月に第1回の地域協議会を開催すれば、5月は第2回から始まることになる。

**【春日主任】**

おっしゃる通りである。地域活動支援事業に関する地域協議会だけで考えると、第1回からとなるが、通年で考えると、第2回、第3回、第4回となる。訂正したい。

**【吉井会長】**

承知した。もう一度確認する。4月の地域協議会は、第3火曜日の4月20日となる。5月の地域協議会は第2週の11日、第4週の25日に開催する。6月の地域協議会は、第2週の8日に開催する。6月については、第3週の定例開催の有無も検討する必要があるが、このようなスケジュールで進めていくことについて、意見のある方はお願いしたい。

**【蓑輪委員】**

今年度から委員になったので、素朴な疑問であるが、新年度の4月の地域協議会の大まかなイメージを教えてほしい。

**【春日主任】**

今のところ報告事項の案件は決まっていないが、委員の皆さんに報告する事項があれば報告事項として案件が上がってくる。また、協議事項についても、協議すべき事項があれば協議することとなるが、具体的な内容は決定していない。

**【吉井会長】**

新年度のスタートだからといって、何か特別なことがあるわけではない。毎月1回地域協議会を開催しているが、おそらく4月は、広域最終処分場の案件と、各委員会からの報告事項は出てくると思われる。報告や協議事項は、地域活動支援事業の採択事務と並行して進めていくことになる。他に質問はあるか。

(質問なし)

**【吉井会長】**

このスケジュールで進めてよろしいか。よろしい方は挙手願いたい。

(全員が挙手)

**【吉井会長】**

それでは、このスケジュールで決定する。協議事項の(1)地域活動支援事業のスケジュールについては終了する。続いて、先ほど話をしたが、令和3年度の採択方針について再度協議したい。意見はあるか。

**【蓑輪委員】**

共通審査基準の評点が15点に満たなかった場合、救済措置として採択できる余地を残しておこうという考えと、15点で切ってしまおうという考えのどちらにするかを協議して決めていけばよいと思う。

**【武田委員】**

提案事業が多数あった場合、全ての事業が15点以上であっても、点数の高い順に採択した結果、途中で補助額に到達し、採択されないこともある。15点の規定はあまり関係がないと思う。

**【吉井会長】**

武田委員が言われたように、点数の高い事業から優先的に採択した結果、15点以上でも採択されない場合もある。点数の高い順に採択する規定は、採択方針の第2条の第1項に記載がある。他に意見はあるか。

**【片桐（充）委員】**

先ほど会長から説明があったように、過去には共通審査基準の評点が15点以上という規定のほかに、各項目が3点以上という規定があったが、これは削除している。第2条第2項の採択しないことができるという曖昧な文言は、なくしてよいと思う。過去にも15点未満で採択した事業がなかったので、それでよいのではないか。

**【小山委員】**

15点に満たず採択されない事業があった場合、その後の追加募集で、再度ブラッシュアップされた内容での事業提案はできるか。

**【吉井会長】**

追加募集の際に、当初の募集と内容が変わらない事業提案があった場合は受けつけられないが、事業内容を見直し、改善された内容で事業提案を行う場合はよいと考える。協議の結果、採択される場合もあると思う。他に意見はあるか。

(意見なし)

**【吉井会長】**

それでは、多数決で決定してもよいか。多数決で決定することについて、よいという方は挙手願いたい。

(全員が挙手)

**【吉井会長】**

これから、多数決により採択しないという文言にするか、採択しないことができるという文言にするかを決めたい。本日、会長と副会長を除くと10人の出席である。もし、5対5になった場合は、会長及び副会長の裁量で決めることとする。

それでは、まず、採択しないという文言に賛成の方は挙手願いたい。

(9人が挙手)

【吉井会長】

採択しないことができるという文言に賛成の方は挙手願いたい。

(1人が挙手)

【吉井会長】

多数決により、採択しないという文言に決定する。以上で協議事項は終了する。  
続いて、その他に入る。

【春日主任】

- ・第5回地域協議会だより編集委員会について説明。
- ・まちづくりフォーラム実行委員会について説明。
- ・次回地域協議会の開催について説明。

【吉井会長】

他になければこれで終了する。

【白井副会長】

- ・地域協議会の閉会を宣言。

(午後6時55分閉会)

## 9 問合せ先

柿崎区総合事務所総務・地域振興グループ

TEL : 025-536-6701 (直通)

E-mail : [kakizaki-ku@city.joetsu.lg.jp](mailto:kakizaki-ku@city.joetsu.lg.jp)

## 10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。